

地方公共団体の財政の健全化に関する法律関係告示の一部改正

平成21年3月
財務調査課

1. 趣旨

平成20年度における健全化判断比率及び資金不足比率の算定を通じ判明した諸課題に関し、必要な規定の改正等を行うもの。

2. 概要

(1) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準（総務省告示第二百四十三号）（第2条）

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金は、将来負担比率の算定において特定の歳入とされているが、地方公共団体が当該貸付けを行う者に対して補助金を支出している場合、当該補助金の見込額を当該償還金から控除するよう明確化するもの。

(2) 地方道路公社に係る収入見込額及び支出見込額の算定の基準（総務省告示第二百四十六号）（第1条）

設立団体が公社に補助金を支出している場合に、将来負担比率の算定において、地方道路公社に係る収入実績額にから当該補助金の額を控除するよう明確化するもの。

3. 施行期日

平成21年4月1日